

障害福祉サービス事業所等の各種申請等の手続きに係る 説明動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

障害福祉サービス事業所等の各種申請等の手続きに係る説明動画制作業務委託

2 業務目的

県内の障害福祉サービス事業所等に対して、障害福祉の制度や各種申請・届出に係る注意事項等に関する説明動画を制作することで、事業所の支援の質の向上及び各種申請・届出に係る手続きが円滑に行われることに資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

4 委託業務の内容

障害福祉サービス事業所等向けに、障害福祉の制度や各種申請・届出に係る注意事項等を周知するための動画制作を行う。

受託者は、動画の制作に必要な素材の入手（権利処理を含む）、掲載する画像一式の収集、必要な各種申請手続き、デザイン、レイアウト、編集、データ加工・合成作業等、一切の業務を行うものとする。

（1）対象とする障害福祉サービス等

別紙「対象サービス一覧」の通り

（2）制作する動画の種類及び本数

ア 事業概要についての説明動画

・動画の内容

障害福祉サービス等の各事業について、事業目的、指定基準及び各種申請・届出の流れ等について説明を行うもの。画面に指定基準等に関する情報を表示し、音声により説明を行うものとする。

・制作本数

別紙「対象サービス一覧」の事業類型ごとに、計8本の動画を制作

・動画の長さ 各動画 15～40 分程度

イ 新規指定申請及び指定更新申請時の注意事項に関する説明動画

・動画の内容

新規指定申請の際の提出書類について、個別の様式ごとに記載方法や注意事項等を説明し、あわせて指定更新申請の際の提出書類についての補足説明を行うもの。画面に各様式を表示し、説明する箇所や注意点について、赤枠や矢印などで強調させたいうえで、音声により説明を行うものとする。

・制作本数

別紙「対象サービス」一覧の事業類型ごとに、計 8 本の動画を制作

- ・ 動画の長さ 各動画 20～30 分程度

ウ 各種加算の届出に関する注意事項についての説明動画

- ・ 動画の内容

加算の申請時の提出書類について、個別の様式ごとに記載方法や注意事項等を説明するもの。画面に各様式を表示し、説明する箇所や注意点について、赤枠や矢印などで強調させたいうえで、音声により説明を行うものとする。

- ・ 制作本数

別紙「対象サービス一覧」の事業類型ごとに、計 8 本の動画を制作

- ・ 動画の長さ 各動画 20～30 分程度

エ 変更届に関する注意事項についての説明動画

- ・ 動画の内容

変更届に添付する書類や、変更届に関する注意事項について説明するもの。画面に各様式を表示し、説明する箇所や注意点について、赤枠や矢印などで強調させたいうえで、音声により説明を行うものとする。

- ・ 制作本数

全サービス共通で 1 本の動画とし、以下の変更項目ごとに説明を行う。

- ①法人情報（法人名称、所在地、代表者、役員、定款）の変更
- ②事業所の管理者の変更
- ③サービス管理責任者等の変更
- ④所在地、平面図の変更
- ⑤定員の変更
- ⑥共同生活援助の住居追加

- ・ 動画の長さ 30 分程度（上記各項目 5 分程度ずつ）

オ 廃止・休止届、再開届に関する注意事項

- ・ 動画の内容

廃止・休止届、再開届に関する添付書類や注意事項について説明するもの。画面に各様式を表示し、説明する箇所や注意点について、赤枠や矢印などで強調させたいうえで、音声により説明を行うものとする。

- ・ 制作本数

全サービス共通で 1 本の動画を制作

- ・ 動画の長さ 15 分程度

カ その他よくある質問事項に関する動画

- ・ 動画の内容

上記ア～カの動画での説明内容以外で、いずれのサービスでも共通して問合せが多い事項について、個別に制度概要や提出書類の注意事項について説明を行うもの。内容については別途、県と受託者で協議の上決定する。

- ・ 制作本数

全サービス共通で 1 本の動画を制作

- ・ 動画の長さ 15 分程度

(3) 動画制作にあたっての留意事項

ア 業務実施体制

- ・受託者は、受託業務を円滑かつ確実に運営するため、契約締結の後、速やかに受託業務における責任者を指定すること。
- ・業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めること。
- ・受託者は、県担当者による事前説明及び県が提供する手引き等を踏まえ、各障害福祉サービスの制度や県における申請手続き等の内容を十分に理解し、必要に応じて県担当職員へのヒアリング等を行いながら業務にあたること。
- ・動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。県による内容確認は各動画3回程度行うものとし、受託者は完成した動画から順次、県に提出するものとする。

イ 制作する動画の規格等

- ・画面縦横比は16:9とし、フルハイビジョン（1,920×1,080ピクセル）以上で制作すること。
- ・動画音声は、音声読み上げソフトを使用することとし、2パターン以上の読み上げ音声を提案の上、県と協議し決定すること。
- ・動画音声に係る読み原稿については、受託者が制作の上、県による内容確認、校正を受けた上で録音を行うこと。
- ・画面に表示する文字情報及び読み上げ音声に使用する言語は、日本語（固有名詞として使用されるアルファベットを含む）とすること。
- ・障害福祉サービス事業所等が動画を視聴することで、制度や手続について十分に理解することができるよう、必要に応じて画像データ、イラスト、図形等を適宜使用し、可能な限り平易で分かりやすい内容とすること。

5 成果物の納品

業務履行による成果物は以下のとおりとし、随時、県に納品すること。納品場所は、千葉県健康福祉部障害福祉事業課（千葉市中央区市場町1-1）とする。

(1) 動画を保存した外部記憶媒体（USBメモリなど）

一般的なプレイヤーでの再生及びPCでの編集・複製可能なデータ形式とする。

※複数の動画をまとめて提出することも可能である。

(2) 動画データ一式

ファイル形式はMP4とすること。

(3) 動画サムネイル

ファイル形式はjpg又はpngとすること。

(4) 動画音声の文字起こし（読み原稿）

ファイル形式は委託者指定のテキストファイルとすること。

(5) その他撮影素材一式

動画制作に使用した写真データや映像等の素材

6 著作権等の取扱いについて

業務委託に基づき制作される成果物等の著作権等に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

(1) 成果物

本業務で制作した成果物の著作権等の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ・本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権及びその他の権利を利用する場合には、受託者が使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。ただし、県がその方法を指定した場合は、その限りでない。
- ・本業務により県に対し納品した動画は、本契約終了後も県がインターネットでの配信や説明会等で使用できるものとする。このことを踏まえ、著作権等の権利関係の処理を踏まえた上で作成物を納入すること。

7 その他留意事項

- (1) 作業の実施に当たっては、県と十分に協議の上行うこと。
- (2) 県と迅速、円滑な業務遂行体制を整えること。
- (3) 成果品の内容が県の意図に沿わず、不適切なものと認められる場合には修正の上、再提出を求める場合があること。
- (4) 業務の遂行について、県の求めにより随時報告をすること。
- (5) コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取り組みを徹底すること。また、本業務の遂行上知りえた秘密については、他に漏らしてはならないこと。
- (6) その他、本仕様書に記載されていない事項又は不測の事態への対応については、県と協議の上、決定すること。
- (7) 受託者は本業務の全部を他の事業者にも再委託してはならないこと。業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に県の承諾を得なければならないこと。
- (8) 受託者は、県の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるものとする。なお、第三者に再委託をしたとしても、受託者は県に対しては、再委託先の行うすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。
- (9) 県と受託者は、必要に応じて本業務に関する打ち合わせを行うとともに、内容等に疑義が生じた場合は速やかに両者協議の上、対応を決定すること。
- (10) 受託者は、成果品提出後であっても、その成果物に不備が発見されたときには、速やかに受託者の費用負担により修正を求めることができる こと。
- (11) 受託者は、本業務委託完了後においても、本業務委託契約の範囲における県の問い合わせ等に応じなければならないこと。
- (12) 本仕様書に定めのない事項は、県と受託者において協議の上決定する。

対象サービス一覧

	事業類型	対象サービス
1	通所系サービス	・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援
2	入所系サービス	・短期入所 ・共同生活援助
3	就労選択支援	・就労選択支援
4	訪問系サービス	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護
5	自立生活援助	・自立生活援助
6	一般相談支援	・地域移行支援 ・地域定着支援
7	通所系サービス（児童）	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
8	訪問系サービス（児童）	・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援